

米軍人による道路交通法違反事件に対する意見書

4月2日午前6時10分頃、在沖米陸軍フォート・バックナー基地所属、キャンプ瑞慶覧在住の陸軍伍長（21歳）が基準値の約2倍、4月23日午前5時12分頃には在沖米海兵隊キャンプ・フォスター所属の二等軍曹（28歳）が基準値の約5倍の酒気を帯びた状態で乗用車を運転したとして、北谷町美浜の町道で道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕されたとして防衛局より報告があった。

昨年5月27日在沖米四軍沖縄地域調整官が再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、在沖米軍人に対し、飲酒の負の側面に関する講習を開催するなどして一定の教育訓練や飲酒禁止措置を実施しているが、米軍人・軍属による飲酒事件は繰り返されている。

このような事件の続発は、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠である。日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。また、基地内外での罰則に相違がある事と合わせて規範意識が緩んでいるからこそ飲酒絡みの事件が後を絶たないといつても過言ではない。日米地位協定第16条にて「日本国の法令を尊重することが、合衆国軍隊の構成員および軍属や家族の義務」と定められており、協定違反の可能性もあり看過できない。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化させること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施させること。
- 4 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年5月2日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長